

大阪急性期・総合医療センターにおける運営者変更に伴う
院内専用 IC プリペイドカード払戻しのお知らせ

令和元年 9 月 30 日に取扱（サービス）を終了した、当社発行の前払式支払手段について、「資金決済に関する法律第 20 条第 1 項」に基づき下記の方法で払戻しをいたしますので申出期間内に申出をお願い致します。

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社アルメックス

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

院内専用 IC プリペイドカード(大阪急性期・総合医療センター)

○払戻しの申出期間

令和元年 10 月 1 日から令和元年 11 月 30 日まで

○申出方法：大阪急性期・総合医療センター内に設置された精算機にて払戻し手続きを実施頂く
ことで申出とします。

○払戻しの方法：上記専用精算機にカードを挿入し払戻し手続きをして下さい。

※精算機による払戻しが行えない方への対応について。

退院および転居等により払戻し手続きが実施できない場合は、問合せ先住所にカードを郵送等にて送付頂き、社内に設置した精算機で残高の確認を行い、残高の確認が取れたカードについては保有者に対して払戻しを行います。

申出期間内に申出を行われない場合は、本件払戻し手続きより除斥されますのでご注意ください。

○払戻しに関する問い合わせ先

〒533-0033 大阪市東淀川区東中島 4-10-3 TEL：06-6990-5030

株式会社アルメックス メディコム事業部大阪支店 カード払戻し係

株式会社アルメックス

令和元年 10 月 1 日